瑞宝双光章を授ける（各通）（六月二十日）
（国立大学法人職員）　宇治　正行　藤田　幹彦
（国立大学法人職員）　家氏　友子
瑞宝小綬章を授ける（各通）
鈴木　邦雄　關口　敏也
瑞宝双光章を授ける（各通）
荒海　寅男　加藤　正昭　工藤　銀造
小西　稔　志賀　昭夫　中島　哲谷
福地　清武
瑞宝双光章を授ける（各通）
木明　豊重　斉藤　学
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月二十一日）
和仁　外雄
瑞宝双光章を授ける（六月二十三日）
富山　茂雄　中尾　祥一
瑞宝単光章を授ける（各通）（六月二十四日）
（在本邦アメリカ合衆国軍隊リアンディー・チュン・ルー）
（空軍）国大使館付空軍武官）
（在本邦アメリカ合衆国軍隊佐メリカ合衆国空軍大使館付空軍武官）
旭日中綬章を贈与する（七月十七日）

**○返上の請願**

宮田　雄史

褒章返上の請願の件許可された（七月十日）

# 官庁報告

## 官庁事項

### 登録生存講習機関の登録に関する公示

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の２の規定に基づき、下記の者を登録生存講習機関として登録したので、同法第83条の15の規定により、公示する。

令和８年７月28日

国土交通大臣　金子　恭之

１．登録年月日
　令和８年７月10日
２．登録番号
　登録生存講習機関第21号
３．登録生存講習機関の名称
　NYK-FIL MARITIME E-TRAINING, INC.
４．住所
　KNOWLEDGE AVENUE, CARMELTOWN, CANLUBANG, CALAMBA CITY, LAGUNA, 4028, PHILIPPINES
５．代表者の氏名
　NYK LINE REPRESENTATIVE　山下　大輔
６．登録を行う講習の種類
　生存講習
７．登録生存講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　NYK-FIL MARITIME E-TRAINING, INC.
　KNOWLEDGE AVENUE, CARMELTOWN, CANLUBANG, CALAMBA CITY, LAGUNA, 4028, PHILIPPINES

### 登録消火講習機関の登録に関する公示

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の17の規定に基づき、下記の者を登録消火講習機関として登録したので、同法第83条の19において準用する第83条の15の規定により、公示する。

令和８年７月28日

国土交通大臣　金子　恭之

１．登録年月日
　令和８年７月10日
２．登録番号
　登録消火講習機関第20号
３．登録消火講習機関の名称
　NYK-FIL MARITIME E-TRAINING, INC.
４．住所
　KNOWLEDGE AVENUE, CARMELTOWN, CANLUBANG, CALAMBA CITY, LAGUNA, 4028, PHILIPPINES
５．代表者の氏名
　NYK LINE REPRESENTATIVE　山下　大輔
６．登録を行う講習の種類
　消火講習
７．登録消火講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　NYK-FIL MARITIME E-TRAINING, INC.
　KNOWLEDGE AVENUE, CARMELTOWN, CANLUBANG, CALAMBA CITY, LAGUNA, 4028, PHILIPPINES

### 登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定により公示する。

令和八年七月二十八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録海技免許講習実施機関の名称　宮城県水産高等学校
二　登録海技免許講習実施機関代表者の氏名
（変更前）小山　英明
（変更後）伊藤　康弘
三　変更年月日　令和八年四月一日

### 登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定により公示する。

令和八年七月二十八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録船舶職員養成施設の名称　宮城県水産高等学校
二　登録船舶職員養成施設代表者の氏名
（変更前）小山　英明
（変更後）伊藤　康弘
三　変更年月日　令和八年四月一日

### 登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第四条の十の規定に基づき、次の登録電子海図情報表示装置講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第四条の二十二第二号の規定により公示する。

令和八年七月二十八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称　株式会社日本海洋科学
二　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の代表者の氏名
（変更前）小山　智之
（変更後）樋口　久也
三　変更年月日　令和八年四月一日

# 公　告

## 諸　事　項

### 工場財団

大阪市大正区船町一丁目１番66号**株式会社中山製鋼所**の工場財団に大阪市大正区船町一丁目１番地１、２番地、３番地、４番地、５番地、７番地３の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年７月28日　　大阪法務局北出張所

### 相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告